



教育費は親が負担するのは当たり前？

～世界標準から見た日本の教育費事情～

10月からの消費税率引き上げによる財源を活用した「高等教育の無償化」が2020年4月から実施される運びとなりました。老後資金問題で頭を悩ます現役世代にとって、子供の教育費負担(特に高等教育)の問題もまた切実な問題です。では、そもそも日本は世界と比較した場合、親の教育費負担はどのくらい重いものなのでしょうか？

日本では教育費は親が負担するのが当たり前だが・・

【図1】は大学入学時に必要な年間の学費について国際比較したものです。日本は高等教育段階での授業料などがOECD(経済協力開発機構)加盟国の中でも米国に次いで最も高い国の一つだと言われています。欧州などはほとんどが国立大学であり、入学金や授業料は免除されているのは驚きです。これは元々、日本では「子供の教育は自己責任で行うべし」との考え方が根強いためと思われます。特に大学などの高等教育に対して、国が支出する教育費の割合などは先進国でも最低水準であることはよく知られています。これは裏を返せば、それだけ高等教育における家計負担の割合が高いということです。

【図1】大学入学時の学費(初年度全国平均)

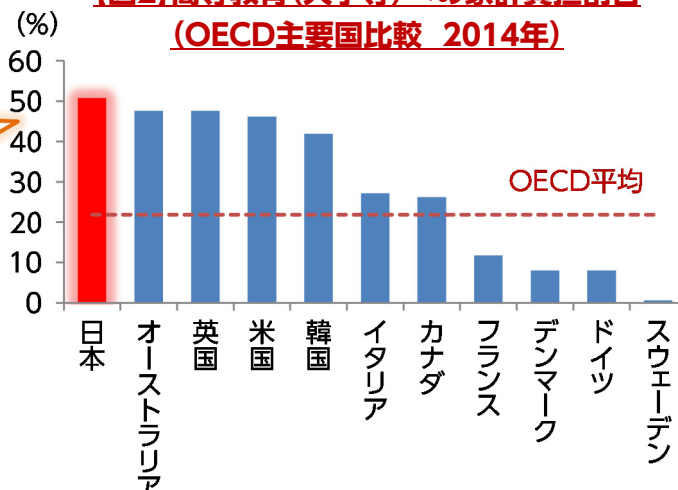
国	国立(州立)	私立
日本(2016年)	82万円	131万円
米国(2013年)	74万円	230万円
英国(2015年)	131万円	-
フランス(2014年)	3万円	-
ドイツ(2017年)	4万円	-
韓国(2015年)	45万円	79万円

※為替換算値は文部科学省が設定 ※英国、フランス、ドイツは大半が国立の為、私立のデータはなし。

(出所)「諸外国の教育統計」(平成29年版:文部科学省)を基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

【図2】は高等教育にかかる家計負担の割合を見たものですが、日本の負担率は51%と主要國中トップです。これは世界標準から見て、日本の学生やその家族には教育について非常に重い経済的な負担が生じていることを示しています。

【図2】高等教育(大学等)への家計負担割合
(OECD主要国比較 2014年)



日本は高等教育支出における家計負担割合が多い！



(出所)「Education at a Glance 2017」(OECD)を基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成



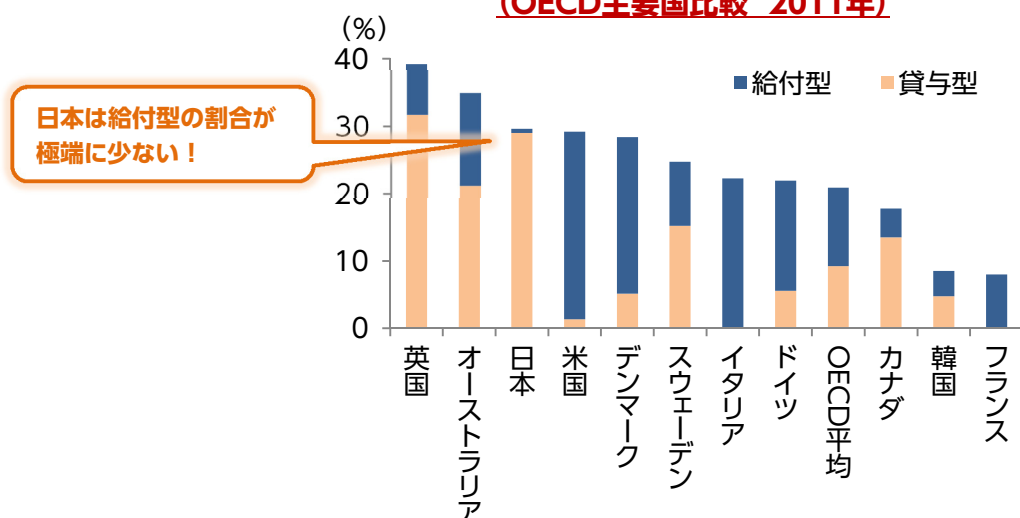
日本の学生は給付型奨学金があまり受けられない？

また充実した学生生活を送るうえで、「奨学金」の存在は重要です。

以前にも、国の奨学金を返済できず自己破産した人のうち、その半分近くが保証人である親や親族だったというショッキングなニュースがありました。米国などは公的支出による奨学金制度が充実していると言われていますが、日本はどうでしょうか？

最新のデータではありませんが、【図3】は大学の奨学金にどの程度国費をまわしているのかを国際比較したものです。**日本の奨学金は、その大半は「貸与型」であり、「給付型」の割合が極端に低い**ことが分かります。日本の奨学金は、米国で言う「学生ローン」が大半であるということです。政府が、**2020年からは低所得者に限定して、「給付型奨学金」の支給額増額措置を実施する**のにはこのような背景があるわけです。

【図3】国の支出のうち奨学金が占める割合
(OECD主要国比較 2011年)



(出所)「Education at a Glance 2014」(OECD)を基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

子供達の明るい未来のために安定財源が必要！

学ぶ意欲がありながら学費を用意できない学生を支援するために作られた今回の「高等教育の無償化」制度。**進学によって生涯賃金を上げることを目指してもらい、格差の固定化を防ぐことが主な目的**です。従って実際に恩恵を受けるのは、住民税がかからない世帯と所得が少ない世帯です。意義のある制度ではありますが、全ての子供たちが対象とはなっていません。

やはり我が子にしっかりと学んで欲しいと考えるのならば、せめて私立大学における平均的な学校納付金ほどの金額は用意した方がよいのではないのでしょうか。



幼児教育無償化のメリットなどを十分活用し、
子供が小さいうちから高等教育費用の
準備を始めることが大切のようです。

【ご留意事項】

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが投資判断の参考となる情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他の一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。